調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
高圧容器耐圧試験装置		ＧＣ－Ｂ６００２４０	
		作　　成	平成２４年　５月　８日
		変　　更	年　　月　　日
		作成部隊等名	補給統制本部　化学部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の高圧容器耐圧試験装置（以下，“本装置”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品でカタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称による。

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　　角形銘板

b)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c)　**法令**

高圧ガス保安法　（昭和２６年　法律第２０４号）

容器保安規則　　（昭和４１年　通商産業省令第５０号）

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a)　本装置は“高圧ガス保安法”及び“容器保安規則”に規定する，一般継目なし容器の容器再検査を行えるものとする。

b)　この仕様書に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

なお，本仕様書に規定してない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 構成品名及びカタログ製品名

構成品名及びカタログ製品名は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

表1－構成品名及びカタログ製品名

番号	構成品名	数量	カタログ製品名	注　記
1	容器固着機	1	大同テック（株）　容器固着機　ＤＣ－４０ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	―
2	容器固着転倒機	1	大同テック（株）　容器固着転倒機　ＤＣＴ－４０ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	―
3	膨張計操作盤	1	大同テック（株）　膨張計操作盤　ＭＴ－０ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	加圧ホース及び加圧カプラーを含む。
4	加圧ポンプ	1	大同テック（株）　加圧用ポンプユニット　ＤＳＦ－６０ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	―
5	エアーコンプレッサ	1	（株）日立産機システム　オイルフリーベビコン　５．５ＯＵ－９．５ＧＢ５/６ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	―
6	空気槽	1	（株）日立産機システム　空気槽（０．７ m^3） 神鋼機器工業（株）レシーバタンク（６００ Ｌ） 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	
7	耐圧水槽	1	大同テック株式会社　測定用水套　ＷＪ－３１８ＬＳ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	加圧用継手及び加圧用ライン配管を含む。

2.3 材料・部品

材料及び部品は，日本工業規格に規定されたものと同等以上のものとする。

2.4 外観

外観は，有害なきず，割れ，ばり及び塗装のむら，剥がれなどの欠陥がないものとする。

2.5 機能・性能

2.5.1 容器固着機

外径１２０ mm～２５０ mm及び長さ６００ mm～１ ５００ mmの高圧容器を固定することができるものとする。

2.5.2 容器固着転倒機

容器固着機によって固定された高圧容器の反転を行うものとする。

2.5.3 膨張計操作盤

膨張計操作盤は，次による。

a) 耐圧水槽内に密封した高圧容器の膨張を計測できるものとし，ビューレット及び圧力計があるものとする。

b) 耐圧水槽及び加圧ポンプの規格と適合し，それらと接続して加圧及び排圧ができるものとする。

2.5.4 加圧ポンプ

加圧ポンプは，次による。

a) 加圧ポンプの性能は，吐出圧力３０ ＭＰａ以上，吐出量１ Ｌ/min 以上とする。

b) 耐圧水槽及び膨張計操作盤と接続できるものとする。

2.5.5 エアコンプレッサ

エアコンプレッサは，次による。

a) 吐出圧力は，０．５ ＭＰａ以上，吐出量は，６００ Ｌ/min 以上，出力５．５ ｋW以下とし，エアー駆動機器を円滑に作動させるものとする。

b) 使用電源は，ＡＣ２００ Ｖとする。

c) エアー駆動機器に接続可能なものとする。

2.5.6 空気槽

エアコンプレッサの吐出空気を貯蓄できるものとし，容量は６００ Ｌ以上とする。

2.5.7 耐圧水槽

耐圧水槽は，次による。

a) 耐圧水槽の大きさは，外径２９５ ｍｍ±１０ ｍｍ×長さ１ ５６０ ｍｍ±１０ ｍｍとする。

b) “容器保安規則”で定められた試験圧力に耐えられる強度を有するものとする。

c) 密閉式の蓋を有し，膨張計操作盤との接続ができるものとする。

d) 材料は，ＳＳ４００又はＳＵＳ３０４（両方使用も可）とする。

2.6 塗装

塗装は，製造者の社内規格による。

2.7 製品の表示

製品の表示は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の 2.3 によるほか，ＮＤＳ Ｚ ８０１１の１種銘板を各構成品に取り付けるものとし，表示内容は，物品管理区分標識，品名，納入年月，製造者名及び納入者名とする。

なお，物品管理区分標識は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**図** 2b による。

3 品質保証

監督及び検査は契約担当官等が定める検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属工具

附属工具は，製造者の定めた仕様及び規格による。

5.2　納入書類

納入書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 2** による。

表2－納入書類

番号	書類名	部数	提出先
1	取扱説明書	1	現品に添付
2	品質保証書等	1	

5.3　据付け・調整等

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入時に次の作業を行うものとする。

なお，据付場所など細部事項は，あらかじめ納入部隊と調整するものとする。

a)　本製品を，納入部隊の指示する場所に設置及び据付けを行うものとする。

b)　調整は，本製品の据付け後，運転調整その他の関連作業を行うものとする。

5.4　仕様書に関する疑義

仕様書に関して疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。